

平成24年5月14日

掛川信用金庫

「金融円滑化に関する取組み概要」の公表について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項の規定に基づき、同法第4条から第6条までの規定に基づいてとった措置の概要に関する事項についてお知らせします。

今後も、当金庫は、中小企業専門金融機関、地域協同組織金融機関として、地域内の企業、住民に対し安定した資金供給を行い、堅実経営に徹し、資産内容の健全性を高めるため、金融円滑化の重要性を十分認識した上で、取り組んでまいります。

記

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況
- 第6 法第5条に基づく措置の実施状況

詳細は別添のとおり。

以上

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化のための基本方針

掛川信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に資するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化管理に関する本方針を理事会で決めました。
- ・金融円滑化管理の実効性を確保するため「金融円滑化管理委員会」の設置および「金融円滑化管理委員長」を選任しました。
- ・理事会、常務会、金融円滑化管理委員会、金融円滑化管理責任者等の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定しました。
- ・営業店窓口での金融円滑化対応の確保を図るため、営業部店長を金融円滑化対応責任者に任命し、対応窓口を設置しました。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部融資部に企業支援係を配置し、毎年支援先企業を選定のうえ、営業店と協力して経営改善計画の作成・経営指導・アドバイス等を実施しております。
- ・お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための外部研修に毎年職員を派遣し、受講した職員を講師とした研修を実施しております。
- ・お客様からの融資相談については、営業時間外の相談に応じるため、営業店は平日の午後3時から5時まで、土・日・祝祭日はアピタ掛川出張所にて対応しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえでこれらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

掛川信用金庫 総務部 電話番号 0537-24-6711

Eメール kakeshin@msi.biglobe.ne.jp

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 本部の体制

(1) 金融円滑化管理委員会

金融円滑化管理委員会は金融円滑化に関する情報を総合的に把握し、各部の部門責任者からの情報に基づき、業務対応・管理体制等金融円滑化全般に関する検討を行う目的として新たに設置いたしました。

本会は、理事長をはじめとした代表理事及び各部長によって構成し、融資担当理事を委員長に選任し、各部の部門責任者は各部長とし、各部の部門責任者は、担当する金融円滑化に関する情報を収集・分析・指導を行い適切な管理・運営に努めます。

(2) 金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を融資部といたしました。金融円滑化管理部門である融資部の部長を金融円滑化管理責任者と定めました。金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理部門である融資部は、本部各部および営業店に対する金融円滑化に関する具体的な対応を管理・指導をいたします。

2. 営業店の体制

(1) 金融円滑化対応責任者

営業店における金融円滑化管理の責任を担う金融円滑化対応責任者は、営業店長と定めております。

(2) 金融円滑化対応担当者

営業店における金融円滑化管理の実務を担う金融円滑化対応担当者は、融資担当役席者と定めております。

3. 記録の保存及び報告

(1) 記録の保存

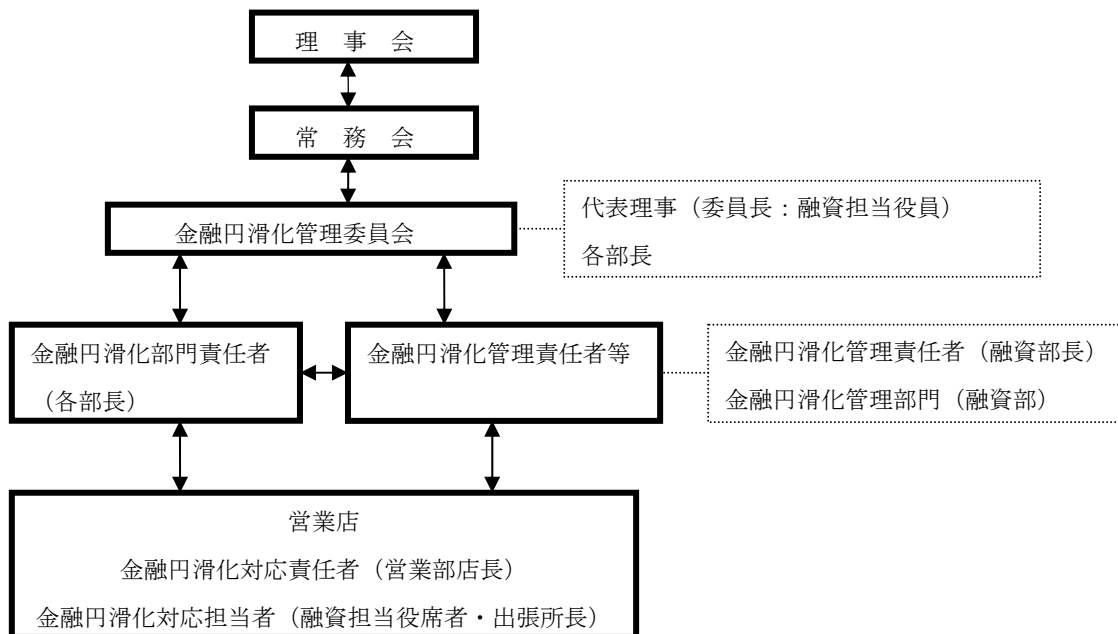
お客様からの返済条件の変更等のお申込みにつきましては、営業店が細部にわたって記録し、その進捗状況の管理を行っております。

また、その記録および関係書類は、5年間保存します。

(2) 実施状況の報告

お客様からの返済条件の変更等のお申込み状況やその進捗状況等は、営業店より金融円滑化管理部門である融資部へ定期的に報告しております。融資部では、その報告を受け、精査・集計のうえ、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理委員会委員長を経由し、理事長へ報告しております。

4. 金融円滑化に関する組織図



第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 融資条件変更相談窓口の設置

中小企業や個人事業主のお客様や住宅ローンをご利用いただいているお客様からのご返済条件の見直しなどのご相談にお応えするため、返済条件の変更のための専門相談窓口を全営業店の融資窓口に設置しております。

平日は、午後5時まで行っております。ただし、受付時間は原則午後3時とさせていただきますので、予めご連絡のうえ、ご来店願います。

また、平日のご来店が難しいお客様につきましては、ご相談窓口として「アピタ掛川出張所」にて承っております。

(1) 営業店のご相談窓口

ご相談窓口	対象店舗	相談時間	
融資条件変更相談窓口	全店24店	平日	9:00~17:00

(2) 出張所のご相談窓口

店舗名	住所	相談時間	
アピタ掛川出張所	掛川市大池2826	平日	10:00~20:00
	(アピタ掛川内)	土・日・祝祭日	10:00~20:00
	Tel 0537-23-5711	(正月等指定休日を除く)	

2. 本部の苦情相談窓口

営業店等の対応への苦情や返済条件の変更等のご相談については、本部総務部の苦情相談窓口にて電話または電子メールにて相談を受付いたします。

(1) 電話による苦情相談

苦情相談窓口	電話番号	受付時間	
本部総務部	0537-24-6711	平日	9:00~17:00

(2) 電子メールによる苦情相談

苦情相談窓口	Eメールアドレス
本部総務部	kakeshin@msi.biglobe.ne.jp

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 経営改善支援の体制

- (1) お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部融資部に企業支援係を配置し、営業店と一体となって、経営改善計画作成のお手伝いをするとともに、経営改善計画の進捗状況のモニタリングを行っております。

(2) 経営改善計画の作成を希望されるお客さまのほか、返済条件の変更等を行ったお客さまで、経営改善計画作成の必要なお客さまに経営改善計画の作成の支援ならびにモニタリングを行っております。

2. 経営相談及び経営指導の体制

(1) お取引先事業所の事業再生を図るため、毎年、経営改善支援先事業所を選定させていただき、お取引先事業所と営業店が協力してお客さまの問題点や課題等の整理を行い、本部融資部企業支援係と連携したうえで、課題克服のための経営改善計画を作成し、その進捗状況をモニタリングしております。

(2) 支援先事業所の経営改善支援の実効性を高めるため、必要に応じて静岡県中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、その専門性やノウハウをお客さまへ紹介しております。

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,699	8,495	18,728	26,234	32,520	40,141	49,118	55,709	62,902	73,037	
うち、実行に係る貸付債権の額	463	7,751	16,245	24,558	30,880	38,069	46,689	53,938	60,098	70,326	
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	81	177	335	506	516	527	631	637	1,067	
うち、審査中に係る貸付債権の額	2,236	598	2,236	1,184	693	1,114	1,459	698	1,724	1,193	
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	63	69	156	440	441	441	441	441	449	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	103	1,697	3,179	6,239	8,837	11,329	13,769	16,541	19,047	22,195	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	81	167	238	238	248	260	289	294	467	

掛川信用金庫

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	111	433	900	1,363	1,805	2,266	2,796	3,236	3,770	4,340	
うち、実行に係る貸付債権の数	33	350	765	1,258	1,696	2,150	2,642	3,100	3,614	4,170	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	13	22	28	30	31	33	40	41	55	
うち、審査中に係る貸付債権の数	78	58	100	58	58	63	98	73	92	90	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	12	13	19	21	22	23	23	23	25	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	14	192	411	737	1,018	1,307	1,589	1,906	2,245	2,598	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	13	21	25	25	26	28	31	32	41	

掛川信用金庫

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	126	292	367	441	596	662	820	866	914	1,013	
うち、実行に係る貸付債権の額	25	284	316	386	482	585	691	793	836	872	
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	7	7	7	7	13	13	16	16	40	
うち、審査中に係る貸付債権の額	100	0	42	38	59	10	62	4	0	38	
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	9	47	52	52	52	61	61	

掛川信用金庫

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	12	24	32	39	51	61	78	82	91	97	
うち、実行に係る貸付債権の数	2	22	26	34	42	52	63	72	81	83	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	2	2	3	3	5	
うち、審査中に係る貸付債権の数	10	1	4	2	4	1	7	1	0	2	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	2	4	6	6	6	7	7	

掛川信用金庫